営業と生活を脅かす
強権的な徴収 ストップ。
民商に相談を

税金滞納者への容赦のない徴収や差し押さえが横行しています。しかし、税金や社会保険料の徴収には一定のルールがあります。税務署や市役所などからの督促状は放置せず内容を確認し、納付の意思を示すとともに、法律に基づく徴収のルールを守るよう主張することが大切です。税金や社会保険料の納付に困ったら、早めに民商に相談してください。



差し押さえ禁止額の計算

個人事業主の場合

世帯主（本人）と同居親族2人の場合

所　得				310,000	①
差押禁止額の計算	対　象	単価	人数	金　額	
	本人	107,000	1	107,000	②
	生計を一にする同居親族数	48,000	2	96,000	③
	差し押さえ禁止額（②＋③）			203,000	

＊差し押さえ禁止額＝最低生活維持費です。

給与所得者の場合

世帯主（本人）と同居親族2人の場合

所　得 （注：所得税、住民税、社会保険料を控除した額）				310,000	①
差押禁止額の計算	対　象	単価	人数	金　額	
	本人	107,000	1	107,000	②
	生計を一にする同居親族数	48,000	2	96,000	③
	最低生活維持費（②＋③）			203,000	④
	体面維持費【計算式＝（①−④）×0.2）】			21,400	⑤
	差し押さえ禁止額（④＋⑤）			224,400	

＊給与所得者の差し押さえ禁止額は、最低生活維持費＋「体面維持費」です。

＜守られるべき徴収のルール＞

ルール１：生活を脅かす徴収はできません（国税徴収法153条1項、地方税法15条7項）。

ルール２：滞納者の生活の維持や事業の継続に支障がある財産は差し押さえできません（国税徴収法解釈通達47条関係17）。

ルール３：滞納額を上回る差し押さえは禁止されています（国税徴収法48条1項）。

ルール４：社会生活上欠くことのできない財産は差し押さえできません（国税徴収法75条）

ルール５：事業所得や給与の差し押さえには限度があります（図参照）。

相談は
お近くの
民商へ